

令和5年度 障害者理解促進研修 コーディネーター事業

障害の理解や配慮のポイントなどをテーマとした
職員研修に無料*で講師を派遣します！

神奈川県内の民間企業・団体を対象に、障害当事者を中心とした
講師たちによる、ご希望に応じた講義や実習を無料*で行います。

時間・内容などについてはご相談ください。

*当事業による無料の研修実施枠には限りがあります。

会場の確保や準備、資料の印刷や配布は、実施企業・団体様に行っていただきます。

お申し込みは研修希望日の45日前までをお願いいたします。

昨年度までの研修の内容

講義

- ・ 障害の種別や特性
- ・ 配慮の基本的なポイント
- ・ 障害者一人一人に対する合理的配慮
- ・ 障害者に関するマーク
- ・ 災害時の困りごとと配慮のポイント など

実習

- ・ 車いす利用者の介助方法
- ・ 視覚障害者の誘導體験
- ・ 施設や設備の使いやすさのチェック
- ・ 言語障害者とのコミュニケーション など



合理的配慮について

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」は障害を理由とした差別的取扱いを禁止し、障害のある人に対する社会的障壁を除去するための、必要かつ合理的な配慮を求めようとしています。

民間事業者には努力義務とされていた「合理的配慮の提供」についても令和6年4月1日から義務化されます。

研修のお申し込みは
下記ホームページまで

kilc.org



特非 神奈川県障害者自立生活支援センター
メール：rikai@kilc.org
電話：0463-35-2710

